

各都道府県総務部（局）長  
（公務災害担当課扱い）  
（市町村担当課・区政課扱い）  
各指定都市総務局長  
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部  
安全厚生推進室長  
（公印省略）

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条に基づく条例による非常勤の地方公務員に対する公務災害補償については、各地方公共団体において適切に実施していただいているところ です。

今般、長期収載品の処方等又は調剤について、労災補償については厚生労働省の通知により、公務災害補償については地方公務員災害補償基金の通知により、その取扱いが別添のとおり示されました。

つきましては、当該取扱いを実務の参考にし、労災補償及び公務災害補償との均衡を失しないよう適切に運用していただくとともに、職員に対してもその旨周知いただくようお願いいたします。

各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び一部事務組合等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 59 条（技術的助言）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係  
担当：森田、高味  
電話：03-5253-5560（直通）

地 基 企 第 4 2 号  
令和 6 年 10 月 15 日

地方公務員災害補償基金  
各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金  
本部企画課長  
(公印省略)

長期収載品の処方等又は調剤の取扱いについて（通知）

令和 6 年 10 月 1 日から健康保険において、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の処方等又は調剤について選定療養の仕組みが導入されました。

これは、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等以外の場合であって、患者が長期収載品の処方等又は調剤を希望するときは、選定療養による特別の料金（長期収載品と後発医薬品の価格差の 4 分の 1 に相当する費用。以下「特別の料金」という。）を患者負担とするものです。

地方公務員災害補償制度における特別の料金の取扱いについては、下記 1 のとおりとなるため、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

また、各支部におかれましては、下記 2 から 4 のとおり、被災職員、任命権者及び管内の医療機関等に対し必要な周知等をお願いいたします。

なお、周知用のリーフレット（被災職員・任命権者向け、医療機関等向け）を添付しますので、周知の際にご活用ください。

記

- 1 地方公務員災害補償制度における療養補償は、労災保険等における取扱いと同様、公務（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。）又は通勤により生じた傷病に対する必要な療養を行い又は必要な療養の費用を支給するものであるが、特別の料金は必要な療養とは認められないことから、被災職員が特別の料金に相当する額を負担することとなること。

また、外科後処置及びアフターケアにおいても同様の取扱いであること。

- 2 1 のことについて、令和6年9月以前から引き続き療養補償、外科後処置又はアフターケアを受けている被災職員に対しお知らせすること。
- 3 1 のことについて、任命権者に対してお知らせするとともに、任命権者から所属職員や公務災害担当部署等にも周知するよう協力をお願いすること。
- 4 基金指定の医療機関や薬局及び被災職員から受領委任を受けた医療機関等では、特別の料金に係る自己負担分の徴収が発生することを鑑み、管内の医療機関等に対し必要な周知を行うとともに、医療機関等からの問い合わせ等に適切に対応すること。

# 地方公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

**2024年10月から健康保険において  
後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬剤で、  
先発医薬品（長期収載品）の処方を希望する場合は、  
特別の料金※<sup>1</sup>を負担することとなりました。**

- ◆ これを踏まえ地方公務員災害補償制度においては、労災保険等における取扱いと同様に、公務又は通勤により生じた傷病に対する診療に際して、長期収載品※<sup>2</sup>の処方等又は調剤を希望する場合は、長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合等※<sup>3</sup>を除き、「**特別の料金**」に相当する額を被災職員が負担することとなります。
- ◆ また、この取扱いは外科後処置及びアフターケアにおける薬剤の取扱いにおいても同様です。

## ※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する費用をいいます。

## ※2 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

## ※3 医療上の必要性があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等をいいます。



(厚生労働省ウェブサイト)

健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

## 「特別の料金」の計算方法

※厚生労働省資料より作成。以下は1錠当たりの単価。



- ※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分が加算された額を負担することとなります。
- ※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合があります。
- ※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算されます。

## 地方公務員災害補償制度における 医薬品の自己負担について ～長期収載品の選定療養～

**2024年10月から健康保険において  
長期収載品の処方等又は調剤をする場合には、  
医療上の必要があると認められる場合等を除き、  
患者から特別の料金※<sup>1</sup>を徴収することとなりました。**

- ◆ これを踏まえ、地方公務員災害補償制度においては、労災保険等における取扱いと同様に、公務又は通勤により生じた傷病に対する診療に際して、長期収載品※<sup>2</sup>を処方等又は調剤する場合には、医療上の必要があると認められる場合等※<sup>3</sup>を除き、**被災職員から「特別の料金」に相当する額を徴収**していただくこととなります。
- ◆ また、この取扱いは外科後処置及びアフターケアにおける薬剤の取扱いにおいても同様です。

### ※1 特別の料金

長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する費用をいいます。

### ※2 長期収載品

後発医薬品のある先発医薬品のことをいいます。

このうち、一定の条件を満たした品目が特別の料金の対象となります。

### ※3 医療上の必要があると認められる場合等

長期収載品の処方が医療上の必要があると認められる場合や、後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難な場合等をいいます。

健康保険の取扱い等、制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



(厚生労働省ウェブサイト)